

収入  
印紙

# 債権差押命令申立及び陳述催告申立書

平成 年 月 日

盛岡地方裁判所第2民事部 御中

申立債権者

印

T E L	—	—
F A X	—	—
携帯電話	—	—

当事者，請求債権及び差押債権の表示 別紙目録記載のとおり

## 申立の趣旨

- 債権者は債務者に対し，別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが，債務者がその支払をしないので，債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。
- 上記債権差押命令申立事件について，第三債務者に対し，民事執行法第147条1項に定める陳述の催告をされたく申し立てる。

## 添付書類

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 執行力ある債務名義の正本 | 通 |
| 2. 同送達証明書       | 通 |
| 3. 商業登記事項証明書    | 通 |
| 4. 委任状          | 通 |
| 5.              | 通 |

## 当事者目録

(住所) 〒 \_\_\_\_\_

(債務名義上の住所) \_\_\_\_\_

**債権者** \_\_\_\_\_

(債務名義上の氏名) \_\_\_\_\_

(送達場所) 住所に同じ 就業場所

〒 \_\_\_\_\_

(送達受取人)  \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

(住所) 〒 \_\_\_\_\_

(債務名義上の住所) \_\_\_\_\_

**債務者** \_\_\_\_\_

(債務名義上の氏名) \_\_\_\_\_

(住所) 〒 \_\_\_\_\_

**第三債務者** \_\_\_\_\_

(代表者) 知事 市長 町長 村長

(氏名) \_\_\_\_\_

(送達場所) 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 請求債権目録

簡易裁判所平成 年（少コ）第 号事件の

- 少額訴訟における確定判決       仮執行宣言付少額訴訟判決  
 執行力のある少額訴訟における和解調書  
 執行力のある少額訴訟における和解に代わる決定  
 執行力のある第 回口頭弁論調書（ 少額訴訟判決       和解）  
 仮執行宣言付第 回口頭弁論調書（少額訴訟判決）  
正本に表示された下記金員及び執行費用

### 記

- 1 元 金 金 \_\_\_\_\_ 円  
ただし、 主文第 項の  和解条項第 項の  
 元金  金 円の残金
- 2 遅延損害金 金 \_\_\_\_\_ 円  
ただし、上記1の 金員  金員の内金 \_\_\_\_\_ 円  
に対する平成 年 月 日から平成 年 月 日まで  
年 パーセントの割合による金員
- 弁済期平成 年 月 日       最終弁済期平成 年 月 日  
 債務者は、平成 年 月 日に支払うべき金員の支払を怠ったため、約定により同日の経過により当然に期限の利益を喪失した。  
 債務者は、平成 年 月 日及び平成 年 月 日を支払日とする割賦金の支払をいずれも怠り、その額が \_\_\_\_\_ 円に達したので、約定により平成 年 月 日の経過により当然に期限の利益を喪失した。
- 3 執行費用 金 \_\_\_\_\_ 円  
(内訳)
- |                |   |   |
|----------------|---|---|
| 本申立手数料         | 金 | 円 |
| 差押命令送達費用       | 金 | 円 |
| 本申立書作成及び提出費用   | 金 | 円 |
| 商業登記事項証明書交付手数料 | 金 | 円 |
| 執行文付与申立手数料     | 金 | 円 |
| 送達証明書交付手数料     | 金 | 円 |
- 合 計 金 \_\_\_\_\_ 円

## 差 押 債 権 目 録

金 \_\_\_\_\_ 円

債務者（ \_\_\_\_\_ 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで。

### 記

- 1 俸給・給料及び諸手当（ただし，通勤手当を除く。）から所得税，住民税，社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額。）
- 2 期末手当，勤勉手当（その外の賞与の性質を有するものを含む。）から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額。）

なお，1，2により弁済しないうちに退職したときは，

- 3 退職金から所得税，住民税を控除した残額の4分の1にして，1，2と合計して頭書金額に満つるまで。